

## MS J【フラット 35】（保証型）、MS J【フラット 35】リノベ（リフォーム一体タイプ\_保証型）の注意事項について

MS J【フラット 35】（保証型）、MS J【フラット 35】リノベ（リフォーム一体タイプ\_保証型）のご利用にあたり、下記「注意事項」をご確認ください。

### 【フラット 35】（保証型）、【フラット 35】リノベ（リフォーム一体タイプ\_保証型）の注意事項

※セカンドハウス用のお申込みも含まれます。（セカンドハウス用のお申込みの場合は、(2)(3)・(7)~(11)をご確認ください。）

#### 【新住所確認資料の提出】<セカンドハウスの場合を除きます>

- (1) 資金交付後、取得対象住宅に入居した場合、新住所の届出が必要です。  
速やかに新住所が確認できる住民票又は印鑑証明書を取扱金融機関に提出してください。

#### 【連絡先及び事情変更があった場合の届出】

- (2) 資金交付後、氏名又は電話番号が変更になる場合、やむを得ない事情により住所が変更になる場合は、取扱金融機関にお申し出ください。  
(3) 資金交付後、やむを得ない事情により住宅の一部を店舗・事務所に変更される場合は、変更前に必ず取扱金融機関へご相談ください。なお、店舗・事務所に変更する面積に応じて、お借入れの全額又は一部を繰り上げて返済いただく場合があります。

#### 【資金使途違反があった場合の対応】<セカンドハウスの場合は(7)です>

- (4) 【フラット 35】は、お客様ご本人又はそのご親族の方がお住まいになる住宅の建設、購入又は借換えの資金（リノベ（リフォーム一体タイプ（保証型））においては、住宅の購入資金及び併せて行うリフォーム工事の資金）としてご利用いただくものであり、第三者に賃貸する目的の物件など投資用物件の取得資金としてはご利用できません。  
投資用物件の取得資金としてご利用された場合は、お借入れの全額を一括で返済していただきますのでご注意ください。  
(5) ご返済中に、お客様又はそのご親族の方が実際に居住していることを確認を、住宅金融支援機構が行う場合があります。  
(6) (5)の確認結果、第三者に賃貸するなどの投資用住宅としての利用や、店舗・事務所などの目的外の利用が判明した場合は、融資金の全額を一括で返済していただきますのでご注意ください。  
(7)<セカンドハウスの場合のみ>

【フラット 35】は、お客様ご本人がセカンドハウスとして居住するための住宅の建設、購入又は借換えの資金（リノベ（リフォーム一体タイプ（保証型））においては、住宅の購入資金及び併せて行うリフォーム工事の資金）としてご利用いただくものであり、第三者に賃貸するなど投資用物件の取得資金としてはご利用できません。また、借入後いかなる事情があっても、住宅ローン融資対象となった住宅を自ら使用せず第三者に使用させることはできません。  
投資用物件の取得資金として利用したこと又は融資対象住宅を自ら使用していないことが判明した場合は、融資金の全額を一括で返済していただきますのでご注意ください。

また、返済中に、お客様ご本人が実際にセカンドハウスとして使用されていることを書面、電話、現地調査等の方法により確認する場合があります。この確認においては、お客様が居住していることを証する書面の提出を依頼する場合があります。

#### 【虚偽申請があった場合の対応】

- (8) 【フラット 35】の融資額は融資の対象となる所要資金額が上限であり、融資率（8割以下又は8割超9割以下）に応じて異なる融資金利が適用されますので、所要資金額及び融資額はお客様ご本人が確実にご確認ください。また、所要資金額、融資額又は所要資金に関する金融機関への提出書類の内容に変更があった場合は、遅滞なく申し出ていただく必要があります。  
万一、借入申込書の内容又は金融機関への提出書類の内容に虚偽があった場合は、お借入れの全額を一括で返済していただきますのでご注意ください。  
(9) 借入申込時において、金融機関に対して虚偽の事実を報告するなど不適正な方法により借入れを行った場合及び機構の承諾を得ないで融資対象住宅を住宅以外の用途に使用した場合において、【フラット 35】S等の借入金引下げの適用を受けたときは、その金利引下げによる機構の損失の額又は機構が得ることができなかった額を機構の損害と見なし、その損害の補償として、それらの額を請求いたしますのでご注意ください。

#### 【外国籍の方の申込要件】

- (10) 【フラット 35】を外国籍の方がお申込みになる場合は、通常の申込要件に加えて、「永住者」又は「特別永住者」の資格が必要です。万一、永住者又は特別永住者の資格がなかったことが判明した場合は、お借入れの全額を一括で返済していただきますのでご注意ください。

#### 【返済方法の変更】

- (11) 返済方法変更をご希望される場合、取扱金融機関はご相談内容等の状況に応じて個別に対応することになります。そのため、住宅金融支援機構ホームページに掲載のフラット 35（買取型）における、返済方法変更メニュー（※）と同じ対応ができない場合があります。

※フラット 35（買取型）の返済方法変更メニューは、住宅金融支援機構ホームページで確認することができます。  
([https://www.flat35.com/user/henkou/hensai\\_komatta.html](https://www.flat35.com/user/henkou/hensai_komatta.html))

日本モーゲージサービス株式会社 御中

記入日： 年 月 日

上記の注意事項について了承のうえ、この住宅ローンを利用します。

お申込人

連帯債務者

（自 署）

（自 署）

